

気仙沼市人口減少対策に係る市民会議の運営及びアクションプラン策定支援業務
公募型プロポーザル募集要領

この要領は、「気仙沼市人口減少対策に係る市民会議の運営及びアクションプラン策定支援業務」に係る業務受託候補者を選定するための企画提案の募集に関して必要な事項を定める。

1 募集事項

- (1) 案件名 気仙沼市人口減少対策に係る市民会議の運営及びアクションプラン策定支援業務
- (2) 事業目的 本市では、第2次気仙沼市総合計画の最重要課題に「人口減少の緩和と改善」を掲げており、今後、市民・地域・事業者・行政が現状と課題を共有し、各主体が担うべき解決策を考える場となる市民会議を開催するとともに、そのアウトプットとして、アクションプランを策定し、各主体がアクションプランを実行に移し、全市的な取組へと展開するため、本業務を行うものである。
- (3) 業務内容 「気仙沼市人口減少対策に係る市民会議の運営及びアクションプラン策定支援業務仕様書」のとおり
- (4) 委託期間 契約締結の日から令和6年3月31日まで
- (5) 委託上限額 15,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、市がこの金額で契約することを約束するものではない。

2 応募資格

プロポーザルに参加するための必要な資格及び要件は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザル公告日時時点で、気仙沼市指名競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 国税、県税及び市税（法人税又は所得税、消費税及び地方消費税、県民税、事業税、市町村民税、固定資産税をいう。）を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者であって、更生計画認可の決定があった者を含む。）であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (6) 気仙沼市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成20年気仙沼市告示第105号）別表各号に規定する要件に該当する者でないこと。
なお、別添「暴力団排除に関する誓約事項」を確認し、企画提案書等提出書の提出をもって誓約・同意したものとする。

3 スケジュール

令和5年3月9日(木)	公募開始(公告・ホームページ掲載)
令和5年3月23日(木)午後5時まで	参加表明書受付期限 質問締め切り
令和5年3月28日(火)までに随時実施	質問回答
令和5年3月31日(金)午後5時まで	企画提案書等の提出期限
令和5年4月6日(木)	提案書等審査 (プレゼンテーション審査)
令和5年4月10日(月)までに通知	審査結果通知
令和5年4月中旬	契約締結・着手

4 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書(様式第1号)を作成し、13に記載の提出先へ持参又は郵送により提出することとする。

提出期限は、令和5年3月23日(木)午後5時までとし、郵送の場合は3月23日(木)必着とする。

なお、仕様書等企画提案に必要な資料に関しては、参加表明書と引き換えに配付する。

参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和5年3月28日(火)までに、辞退届(様式任意)を提出するものとする。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

提出書類を、13に記載の提出先へ持参又は郵送すること。(提出期限内必着)

(2) 提出書類

- ① 企画提案書等提出書(様式第2号)
- ② 企画提案書(任意様式)
- ③ 法人(団体)概要書(様式第3号) ※下記の書類を添付する事
 - ・登記事項証明書(商業登記簿謄本等)の写し(提出期限前3か月以内のもの)
 - ・印鑑登録証明書の写し(提出期限前3か月以内のもの)
 - ・直近年度の国税、県税及び市税(法人税又は所得税、消費税及び地方消費税、県民税、事業税、市町村民税、固定資産税をいう。)の納税証明書の写し又は未納がないことの証明書の写し(直近事業年度で提出期限前3か月以内のもの)
- ④ 業務実施体制及び業務担当予定者調書(任意様式)
- ⑤ 業務実績書(様式第4号)
- ⑥ 業務見積書(様式第5号)
- ⑦ 企画提案書に係る審査項目対照表(様式第6号)

(3) 提出期限

令和5年3月31日(金)午後5時(必着)

(4) 提出部数

紙媒体で10部(カラー印刷の正本1部、副本9部)及び電子データ

6 企画提案書等の作成及び記載上の留意事項

「気仙沼市人口減少対策に係る市民会議の運営及びアクションプラン策定支援業務公募型プロポーザル実施要領」の「4. 企画提案について」に基づいて作成すること。

7 事前審査

提出された提案書を含む提出書類について、「気仙沼市人口減少対策に係る市民会議の運営及びアクションプラン策定支援業務公募型プロポーザル実施要領」に基づき提出要件を満たしているかの審査をけせんぬま創生戦略室内で実施する。

8 質問の受付け及び回答について

(1) 質問書の提出方法

① 提出書類

質問書（様式第6号）により行い、必ず受信を電話にて確認すること。

② 提出方法

電子メール（受付期間内必着）

提出先メールアドレス：kikaku@kesennuma.miyagi.jp

③ 受付期間

令和5年3月9日（木）から令和5年3月23日（木）午後5時まで

(2) 質問に対する回答方法

提出された質問に対する回答は、令和5年3月28日（火）までの期間で随時、質問者に対して電子メールで行うほか、質問者以外の企画提案者に対しても開示する。

9 企画提案に対する審査

(1) 審査体制

市が設置する「気仙沼市人口減少対策に係る市民会議運営及びアクションプラン策定支援業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において審査のうえ契約候補者の選定を行う。

(2) 審査

① 提案書及びプレゼンテーション審査

プロジェクター（又は大型モニター）を使用して、提案内容についてプレゼンテーションを行い、審査委員が審査する。

② 実施日時・場所

別途応募者に通知する。

③ 実施時間

30分以内（提案説明20分以内、質疑応答10分以内）

④ 出席者数（提案者）

3名以内

(3) 評価基準及び選定方法

審査委員会は、「気仙沼市人口減少対策に係る市民会議の運営及びアクションプラン策定支援業務公募型プロポーザル審査要領（別紙1「プロポーザル審査基準」）」により審査し、最高点と評価した審査委員が最も多かった者を契約候補者とする。

なお、該当する企画提案者が複数あった場合は、各審査委員による評価点数の平均点が最も高い者を契約候補者とする。複数の同得点者が生じた場合は、それらの者のみを対象として再審査を行い、順位を決定する。再審査においても複数の同得点者が生じた

場合は、各委員の協議によって順位を決定する。

ただし、各審査委員の採点の合計が、出席した審査委員の持ち点（各項目における配点の合計点）の合計の5割以上であることを最低基準とし、最低基準を満たさない提案者は選定の対象としない。

(4) 契約候補者の選定及び結果の通知及び公表

- ① 審査結果は、各提案者に書面により通知する。
- ② 審査結果は、気仙沼市の公式ホームページで公表する。ただし、選定されなかった者の法人（団体）名については公表しない。
- ③ 審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

(5) 契約の締結

契約候補者として選定した者と市が協議し、業務委託に係る仕様を確定させた上で契約を締結する。この場合において、協議が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

10 委託契約の締結

本業務は、原則として契約候補者に委託することとする。委託する仕様内容は、仕様書及び企画提案された内容を踏まえ、市と契約候補者とで協議の上決定することとする。

市は、選定した契約候補者と見積合せを実施し、契約金額を確定した後に契約を締結する。

11 失格事由

- (1) 故意に審査委員会委員に接触する等審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (2) 提出書類に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
- (3) 本実施要領等に従っていない場合
- (4) 審査員または関係者に本企画に対する助言を求めた場合
- (5) その他企画提案者として適切でない行為をしたと委員会が判断した場合

12 その他留意事項

- (1) 応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類の差し替え、変更及び取り消しは認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 応募を取り下げの場合は、速やかに取下願（任意様式）を提出すること。

13 問い合わせ及び提出先

気仙沼市震災復興・企画部 震災復興・企画課 けせんぬま創生戦略室

住所：〒988-8501 気仙沼市八日町一丁目1番1号

電話：0226-22-6600（内線319）

E-mail：kikaku@kesenuma.miyagi.jp

暴力団排除に関する誓約事項

私は、気仙沼市暴力団排除条例に基づき、下記事項について誓約いたします。

なお、誓約事項に虚偽の内容があった場合等は、当該要領及び関係法令等の処置に従います。

また、気仙沼市の求めに応じ、当方の役員名簿等（有価証券報告書又は登記簿謄本の写し等）の書類を提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報、管轄する警察署に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団
- (2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営若しくは運営に実質的に関与している個人又は法人等
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
- (4) 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用している個人又は法人等
- (5) 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (7) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

上記事項について、企画提案書等提出書の提出をもって誓約いたします。